

奈良県告示第三百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和四年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

神末（ヲ）

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

宇陀郡御杖村大字神末 二七二七番の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 二七三〇番一の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 二七三五番の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 二七三八番の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 二七三九番の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 二七四八番の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 二七三〇番一地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）

〃 二七三八番地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県宇陀土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）